

議案第37号

令和5年度守谷市一般会計補正予算（第2号）

令和5年度守谷市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,469,441千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,667,466千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年6月1日 提出

守谷市長 松丸修久

令和 年 月 日 原案 決

37号	議案
1	頁数

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
18 繰入金		3,691,327	4,469,441	8,160,768
	2 基金繰入金	3,691,325	1,469,441	5,160,766
	3 他会計借入金	0	1,200,000	1,200,000
	4 基金借入金	0	1,800,000	1,800,000
歳入合計		34,198,025	4,469,441	38,667,466

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
2 総務費		6,986,842	4,469,441	11,456,283
	1 総務管理費	5,889,511	4,469,441	10,358,952
歳出合計		34,198,025	4,469,441	38,667,466

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
公共下水道事業会計償還金	令和5年度から令和8年度まで	1,200,411

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前予算額	補正予算額	計
18 繰入金	3,691,327	4,469,441	8,160,768
歳入合計	34,198,025	4,469,441	38,667,466

歳出

(単位 千円)

款	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	6,986,842	4,469,441	11,456,283			4,200,000	269,441
歳出合計	34,198,025	4,469,441	38,667,466			4,200,000	269,441

2 歳 入

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前 予算額	補正 予算額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	1,561,407	269,441	1,830,848	1 財政調整基金繰入金	269,441	・ 財政調整基金繰入金
4 ふるさとづくり基金繰入金	1,965,880	1,200,000	3,165,880	1 ふるさとづくり基金繰入金	1,200,000	・ ふるさとづくり基金繰入金
計	3,691,325	1,469,441	5,160,766			

(款) 18 繰入金

(項) 3 他会計借入金

1 公共下水道事業会計借入金	0	1,200,000	1,200,000	1 公共下水道事業会計借入金	1,200,000	・ 公共下水道事業会計借入金
計	0	1,200,000	1,200,000			

(款) 18 繰入金

(項) 4 基金借入金

1 公共公益施設整備基金借入金	0	1,400,000	1,400,000	1 公共公益施設整備基金借入金	1,400,000	・ 公共公益施設整備基金借入金
2 土地開発基金借入金	0	200,000	200,000	1 土地開発基金借入金	200,000	・ 土地開発基金借入金
3 地域福祉基金借入金	0	200,000	200,000	1 地域福祉基金借入金	200,000	・ 地域福祉基金借入金
計	0	1,800,000	1,800,000			

3 歳 出
(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節		説 明
		財 源 名	金 額	区 分	金 額	
7 企 画 費	4,469,441	国 県 支 出 金	0	10 需 用 費	5,235	10 松ヶ丘六丁目地内事業用地活用事業 (企画課) 4,469,441
	(366,620)	地 方 債	0	11 役 務 費	1,050	10 需用費 5,235
	(4,836,061)	そ の 他	4,200,000	12 委 託 料	4,336	光熱水費 4,935
		一 般 財 源	269,441	16 公 有 財 産 購 入 費	4,439,000	修繕料 300
				18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	19,820	11 役務費 1,050
					損害保険料 ・火災保険	
					12 委 託 料	4,336
					警備委託料	436
					・警備保障	
					保守点検委託料	900
					・昇降機保守点検	
					植栽管理委託料	3,000
					・植栽管理	
					16 公 有 財 産 購 入 費	4,439,000
					・事業用地等買収代	
					18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	19,820
					負担金	
					・固定資産税等相当額	
計	4,469,441 (5,889,511) (10,358,952)	国 県 支 出 金 地 方 債 そ の 他 一 般 財 源	0 0 4,200,000 269,441			

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(新 規 設 定 分)

(単位 千円)

事 項	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
公共下水道事業会計償還金	1,200,411			令和6年度から 令和8年度まで	1,200,411			1,200,411	
合 計	1,200,411				1,200,411			1,200,411	

提案理由（議案第37号）

提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ44億6,944万1千円の増額及び債務負担行為の追加です。

歳入は、繰入金で財政調整基金繰入金の増額、ふるさとづくり基金繰入金の増額、公共下水道事業会計借入金の増額、公共公益施設整備基金借入金の増額、土地開発基金借入金の増額及び地域福祉基金借入金の増額です。

歳出は、総務費で松ヶ丘六丁目地内事業用地利活用事業の増額です。

その趣旨につきましても、御説明申し上げます。

本年3月定例月議会においては、1万2,000人を超える署名とともに、「多くの市民が集え、大規模な催しなどを行える市民文化会館の建設」を求める請願が提出されました。

審議の結果、議会の御意思は、趣旨採択であり、市民文化会館建設の趣旨は、十分に理解できるというものでした。

現在、市内には、町の時代に建設された守谷市中央公民館「もりりん中央」に、定員395人のホールがありますが、7万人を超える市民の皆さんの需要に、十分、応えられているとは、言い難い状況にあります。その「もりりん中央」の施設用地の一部は、都市計画道路「西口大柏線」の予定地になっていることから、将来的には、新たな施設が必要になることも想定されます。

一方、箱物整備に重点を置いた自治体では、その維持管理により、財政を圧迫するという事例もあります。施設の建設費に関しては、補助金や交付税措置など、外部資金の活用が可能ですが、維持管理費は、自治体の単独費で賄わなければならないと思います。そのため多くの自治体で、公共施設単体で建設された建物の維持管理費が財政の負担となっている状況にあります。

本市においても、将来的には、人口減少と少子高齢化という波に飲み込まれる可能性は、ゼロではありません。

このような状況と市民の皆さんの要望との両立を図るためには、公共施設整備後、維持管理も含めて、財政的に自立、自走できるスキームの確立が必要であり、そのためには、今後の公共施設の建て替え時には、従来の公共施設単体での整備という考えを改め、PPP等といった民間事業者との連携のもと、継続的、持続的に公共施設を維持できるスキームとすることが求められます。

従来型の地価の安い市街化調整区域に、公共施設のみを単体で整備する場合などでは、都市計画法等により民間事業者との共同利用は難しく、収益を得られません。その結果として、整備後の維持管理費が重くのしかかります。

しかしながら、市街化区域内に民間事業者との複合施設を整備できれば、民間事業者からの賃借料を維持管理費に充当することができ、持続可能な施設運

議案	頁数
37号	7

営が可能になります。

こうした新たな考え方を導入して整備したのが、ブランチ守谷です。民間事業者からの収益をブランチパーク守谷の維持管理費に充当することで、市からの持ち出しのない、自立、自走できる施設として運営しています。

現状では、市の保有する土地で、新たな公共施設を整備できる、まとまった土地はなく、また、今回の対象地のように、これだけの面積がある土地は、市内の市街化区域内には、他に見当たりません。この土地が、民間事業者に渡ってしまえば、もう二度と取得することはできません。実際、民間事業者は、住宅系の開発を計画しており、この機をのがすことは、将来に禍根を残すことになります。

次に、これまでの経過を申し上げます。

昨年6月頃、UR（独立行政法人都市再生機構）が土地を売却するという情報が入り、借地権者である結婚式場経営会社にアプローチをしましたが、ほぼ民間事業者に譲渡することが決まっております、あきらめざるを得ませんでした。

当該土地は、当時の住宅都市整備公団（現UR）が施行した区画整理事業地内にあり、大学等の公共的な施設の誘致を目的とした保留地でした。

しかし、当時は誘致に応じる大学等がなかったことから、当面は、民間事業者に貸し付けるという手法がとられました。

民間事業者の選定にあっても、近隣の松ヶ丘やけやき台の市民の皆さんとの協議を重ね、要望に沿った居住環境に配慮した施設になりました。建物の高さや、歩道に面する境界の緑地化など、多くの要望が実現されました。特に歩道の環境に関しては、小便小僧の設置や花壇の設置など、民間事業者と市民、行政との協働による整備が実現しました。

この事業は、後に先進的な取組として、国土交通大臣表彰、茨城県表彰を受賞しています。

このような歴史をたどってきた土地であったことから、この土地が売却されるという情報は予想外でしたが、譲渡を受けた民間事業者と交渉を重ねた結果、市に譲っていただける道筋がついたものです。

一方、ふれあい道路に面した土地に関しては、URと具体の協議を行い、市の考えを伝え、当該土地の譲渡について理解をいただいたものです。

財源に関して申し上げます。

私が市長として就任以来、ふるさと納税の寄附金額の増を目標に職員一同、弛まぬ努力を重ねた結果、6年間で総額、約160億円の寄附をいただくことができました。本年度予算では、60億円の寄附を見込み、内部留保資産は、年々増加しています。

当議案は、その内部留保の一部を、土地という形あるものとして、次世代に

議案	頁数
37号	8

残すためのものです。

過去には、市が公共施設建設のために、市街化区域内に土地を取得するといった例は、学校用地の取得が主なものでした。それも既に都市計画上、学校用地として区画整理事業者が保有していたものを譲り受けるといった既定の取得です。

その他の事例では、北守谷地区にある「市民交流プラザ」、「北守谷児童センター・キ・ターレ」があります。これも、市が取得する以前は、URの所有であり、民間事業者への譲渡が予定されていました。

当時の市の財政は、現在よりも厳しい状況にあり、内部留保資産も、現在ほど多くはなく、市街化区域内の土地取得などあり得ないという意見もありました。

しかし、北守谷地区の市民の皆さんにとっては、好立地にあり、民間事業者へ譲渡された場合など、様々な角度から検討、考慮した結果、市として、購入することを決定し、議会に上程いたしました。議会においても、喧々諤々の議論の末、御決議いただき、取得したものです。

今では、北守谷地域の中心にある公共施設として、御所ヶ丘、久保ヶ丘、薬師台、松前台の市民の皆さんにとって、市民サービスの拠点として、大いに役立っています。

この施設も将来の建て替え時期には、PPP等といった新たな民間事業者を巻き込んだスキームを導入した施設に生まれ変わることになると考えます。

当該松ヶ丘地内の用地における当面の維持管理ですが、ふれあい道路側の施設に関しては、現在の運営事業者が所有し、継続を希望していることから、施設の維持管理費の負担はありません。

旧結婚式場施設に関しては、賃借する事業者が見つかるまでの期間は、光熱水費や植栽の管理、保守点検等の経費として、約1,000万円を見込んでいますが、ふれあい道路に面した用地の借地料として、年間約9,000万円を見込めることから、これらを充当していくことも想定しています。

今後の交渉により、その借地料の増額や、旧結婚式場施設の賃貸も検討していく中、十二分にその経費は見込めるものと考えています。

時代は大きく変わりつつあります。

既存の価値観や手法を変えるイノベーションの時代です。

政治は、未来づくりだと信じています。

守谷市の黎明期である50年前の多くの先達が築いてくれた礎があったからこそ、今の守谷市の高い評価があります。

当時の為政者の苦悩や努力を知る人は、少なくなりましたが、時代を問わず

議案	頁数
37号	9

未知なる将来を見据え、信念をもって決断することは不変です。

未来の市民のために、目の前にあるチャンスは、必ず、つかまなければなりません。

決して、後悔しないように、将来を見据え、それを具体化していくことが肝要です。

今、まさに、ふるさと納税という制度をフル活用して、内部留保を増やし、確かな資産を未来の市民に残すことが、我々の責務です。

当該地は、将来に夢と自由度を与えるための一つの大きな道具です。

今まさに、なそうとしていることが、なすべきことだと信じています。

長々と御説明させていただきましたが、市民をこよなく愛する議員の皆様に、どうか、御理解いただき、よろしく御審議の上、御決議のほどお願い申し上げます。

議案	頁数
37号	10